

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

会計規程細則

平成29年1月10日

平成29年11月30日会長決済

平成30年5月25日一部改正

第1章 勘定科目等

(適用)

第1条 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の会計処理は、会計規程によるほかこの細則で定めるところによる。

2 会計規程及び本細則に明示なき点については、専務理事が処理する。

(勘定科目)

第2条 本協会の収支予算書、収支決算書、日常の経理仕分けにおいては「別表 会計勘定科目一覧」に掲げる勘定科目を用いる。

2 予算書において掲げた勘定科目が、別表の科目と一致しない場合は、厚生労働省と協議の上、この細則で定めた適切な勘定科目に読み替えることとする。

第2章 日常業務における会計

(現金の出納)

第3条 本協会の会計は、銀行の預金口座に入金し、銀行送金による支出を原則とするが、事務の効率を図り送金手数料を節約するため、手許現金から小口の支出を行うことは差し支えない。

2 旅費及び諸謝金支払規程による謝金は、原則として派遣団員の個人口座へ送金する。但し事前打ち合わせ等の小口の交通費及び謝金については現金で支給する。

社員団体が複数の派遣団員の旅費等を一括して受領することを希望する場合は団体へあてた銀行送金による。

3 会計規程第15条第3項にいう領収書は、金融機関の送金記録控えをもって替えることができる。

(旅費計算における端数調整)

第4条 情報収集、遺骨収集に派遣する団員の旅費計算において、事務局において電子機器によって算出した社員団体ごとの旅費計算と、交通機関が設定した電子乗車券による乗車賃と現金による発券乗車賃が異なる場合、又は円未満の端数整理が四捨五入等で団体総額と個人旅費に差異が出た場合は、個人負担の乗車賃等を尊重し、「端数調整」として本協会が差額を補てんす

る。

(外貨の保管)

第5条 派遣団に渡す仮払金については、外貨の購入及び売却にそれぞれかかる手数料の節減と、頻繁に外国への派遣団を送出することから、一定の外貨をまとめて購入し外貨預金口座に預入しておき、派遣団には米国ドル又は豪州ドルで仮払し、帰国後は米国ドル又は豪州ドルでの返納を認める。

2 派遣団が返納した仮払金の残預金は、外貨預金口座の預入又は払出時の手数料を節約するため、邦貨換算で概ね100万円までは事務所内金庫で保管し、次の派遣団に対する仮払金の一部とする。

3 専務理事は、3月にすべての外貨を邦貨に転換して決算するものとする。

(外貨の送金)

第6条 派遣団が外国において支払う契約をした経費が、邦貨換算で100万円を超える場合は、極力銀行送金によることとする。

第3章 派遣団の会計処理

(会計責任者・契約責任者)

第7条 派遣団の派遣が決定し派遣要員が決定したときは、専務理事は速やかに派遣期間中の派遣団の会計及び契約行為を行わせるため、団員の一人に会計責任者及び契約責任者(兼任で可)を分任する。

(派遣団の所要経費の積算)

第8条 派遣団会計責任者は、同一地域の前例、旅行代理店の意見を参考に派遣団の所要予算を算出し、旅行代理店に代行支出を託す金額と派遣団の現地決済の金額を区分して、総務担当者及び所属部長の承認を経て事務局長に提出しなければならない。

(仮払金の支出)

第9条 **経理責任者**は、経理担当を通じて、派遣団の所要経費を派遣団会計担当者に会計規程第16条による仮払金として支出する。

2 仮払金は、邦貨又は外貨で、出発の前日(休日を除く。)までに支出しなければならない。

(派遣団の用務完了時報酬支払の原則)

第10日条 派遣先での経費の支払いは、乗車又は乗船賃の支払いを除き、機材提供又は労務提供の完了した後で支払うことを原則とする。

但し、機材提供(借上げ)において、相手方地方政府職員の口添え及び同行厚生労働省の監督官の口添えがあった場合には、契約書を作成することによって、邦貨相当で100万円以内であれば前払いして差し支えない。

(派遣団の会計)

第11条 派遣団会計責任者は、手持ち金の保全に常に留意するとともに、日常の金員の支出を会計帳簿に記帳し、仮払金の残高を毎日確認しなければならない

(仮払残余金の返納と会計帳簿の整理)

第12条 派遣団会計責任者は、帰任後1週間以内に会計整理をするとともに、残余金を外貨（USドル又はAUDドルに限る。）又は邦貨で経理担当に返納しなければならない。

2 仮払金の細部の整理要領は専務理事が定める。

附則

1 この細則は、平成29年1月10日より施行する。

ただし、これ以前の会計整理及び前年11月以降派遣した派遣団の決算については、遡及して適用する。

2 平成29年11月30日 一部改正

3 平成30年5月25日 一部改正